

公益社団法人日本フードスペシャリスト協会  
会員資格に関する規程

( 総則 )

第 1 条 この規程は、定款第 7 条第 2 項の規定に基づき、入会の基準を定める。

( 種別 )

第 2 条 協会の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した学校施設の代表者又は施設代表者が指名した者及び団体
- (2) 個人会員 フードスペシャリスト資格取得者で、協会の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 協会の目的に賛同し事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (4) 特別会員 協会に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦された個人

( 入会 )

第 3 条 正会員、個人会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合には、速やかに入会申込書記載事項変更届を提出しなければならない。

( 会員資格付与 )

第 4 条 入会申込については、理事会において入会の可否を決定し、会長が申込者に通知する。

2 個人会員には、会員証を発行する。

( 入会金及び会費 )

第 5 条 正会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 個人会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

3 賛助会員（個人又は団体）は、別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第6条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第8条 前2条のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 2年以上会費又は賛助会費を滞納したとき。
- (4) 総正会員の同意があったとき。

(理事会への委任)

第9条 第3条第1項に規定する入会申込書、同条第2項に規定する入会申込書記載事項変更届及び第6条に規定する退会届の様式は、理事会の議を経て会長がこれを定める。

(規程の変更)

第10条 この規程は、総会の議決を経なければ変更できない。

附則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。